

刑事施設への官民競争入札等の導入に関する主な論点と今後の検討の方向性について(未定稿)

No.	項目	法務省の考え方	今後の検討の方向性(事務局案)
1	<b>【官民競争入札等の導入】</b>		
1-1	〔公共サービス改革の趣旨・目的との関係〕 刑事施設における業務の民間委託と公共サービス改革の趣旨・目的との関係について	<p>特区制度を利用したPFI刑務所における民間委託の実績を踏まえると、刑事施設への官民競争入札等の導入により、サービスの質及びコストの面で次のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 民間の創意工夫を採り入れた運営により、例えば、警備業務に関して最新警備システムを導入などで、効率的・効果的な警備の実現が期待でき、教育・職業訓練に関して労働需要に合った訓練や海外で実績のある心理療法を採り入れた教育プログラムの実施など、再犯防止に資する取組が期待できる。</li> <li>- コスト面でも、民間事業者の創意工夫により、効率的な運営が行われ、一定の削減効果が期待できる。</li> </ul>	<p>PFI事業における実績や民間事業者からのヒアリング結果等を踏まえると、民間事業者による創意工夫の発揮により、刑事施設における業務について質の維持向上・経費の削減を実現することが期待できることから、<u>刑事施設へ官民競争入札等を導入すること</u>は、<u>公共サービス改革の趣旨・目的に沿ったものと言えるのではないか。</u></p> <p>今後の分科会又は入札監理小委員会での審議において、民間事業者による創意工夫が最大限発揮されるよう、具体的に検討。</p>
1-2	〔配慮すべき事項〕 刑事施設における業務の民間委託に当たって配慮すべき事項について	<p>刑事施設における業務の民間委託に当たっては、対象業務が公権力の行使に関わるものであることから、順次検証しつつ適用を広げられ、また、安定的な運用を確保できるようにする必要がある。</p> <p>官民競争入札等は、監理委員会が関与することで透明性、中立性、公正性が確保されるとともに、順次検証しつつ対象業務の範囲を見直すことができ、また、公法的規律により適正かつ確実な業務の実施や安定的な運用を確保することが可能。</p>	<p>公権力の行使に係る業務であり、国民の安全・安心に直結するという刑事施設における業務の性質を考えた場合、<u>その民間委託に当たって、透明性、中立性、公正性を確保すること、順次検証しながら事業の見直しを行っていくこと、また、業務の適正かつ確実な実施を確保することが重要であり、公共サービス改革法(官民競争入札等)の仕組みがなじむと言えるのではないか。</u></p>

2	<p><b>【地方公共団体等との関係】</b></p> <p>2-1 (地方公共団体の手続関与) 公権力の行使に係る業務の民間委託に当たり、地方公共団体の手続的関与がなくなることについて</p>	<p>既存の刑事施設においても効率的・効果的に民間委託を実施せざるを得ない現状において、地方公共団体の申請により認定を受け、民間委託できることとなる現在の特区制度は活用しにくい。</p> <p>刑事施設の警備に関わる業務などを民間委託するに際しては、リスクという観点から配慮が必要であり、関係機関・関係団体からの理解・協力と緊密な連携という「地域との共生」への配慮は引き続き必要。</p>	<p>地方公共団体からのヒアリング結果などを踏まえると、公権力の行使に係る業務の民間委託に当たって、<u>構造改革特別区域法における認定申請のような地方公共団体の手続的な関与は必ずしも必要ない</u>のではないかと。</p> <p>ただし、<u>刑事施設における業務の運営に関しては、地方公共団体等との連携が必要</u>であり、民間委託に当たっては、十分な情報開示や地元との意見交換などが必要となるのではないかと。</p>
2-2	<p>(地域住民への影響) 既存の刑事施設で公権力の行使に係る業務を民間委託することによる地域住民への影響について</p>	<p>刑事施設の警備に関わる業務などを民間委託するに際しては、リスクという観点から配慮が必要であり、関係機関・関係団体からの理解・協力と緊密な連携という「地域との共生」への配慮は引き続き必要。</p>	<p>地方公共団体からのヒアリング結果などを踏まえると、「<u>犯罪傾向の進んでいる受刑者等を収容する刑事施設</u>」を含め<u>既存の刑事施設において公権力の行使に係る業務を民間委託することとしても、地域住民に対して十分な説明が行われるのであれば、理解を得られるのではないかと。</u></p> <p>ただし、<u>その前提として、民間委託することにより、刑事施設の運営について質の維持・向上がしっかりと図られることが必要</u>であり、公共サービス改革法の枠組みを用いることで刑事施設における業務の質の維持・向上を図っていくことが重要ではないかと。</p>

3	<b>【対象施設】</b>		
3-1	〔対象とする刑事施設〕 「犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する施設」以外の施設も含めて対象とすることについて	<p>現在の特区制度では、特定の施設(犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないもの等)において、幅広い業務を委託できる仕組みとなっているが、官民競争入札等の対象とする場合には、業務の性質に照らして対象とする施設を定めるなど、受刑者処遇の質の向上を図る観点からの見直しは必要。</p> <p>犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設において、警備に係る業務のうち被収容者と直接対峙するものを民間委託することについては、施設の規律及び秩序の維持に支障を生じることが懸念されることから適切ではない。</p>	<p><u>委託業務の内容に応じて、「犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容する施設」以外の施設の業務を対象とすることも有効な選択肢となるのではないか。</u></p> <p>ただし、民間事業者からのヒアリング結果等を踏まえると、上記施設での民間委託については、民間事業者の不安を払拭するため、<u>当該施設に関する情報を十分に開示する必要があり</u>、また、警備業務において被収容者と直接接触する業務は委託対象外とするなど、<u>実施において支障が生じないよう一定の配慮が必要ではないか。</u></p> <p>上記を踏まえ、今後の分科会又は入札監理小委員会での審議において、具体的に検討。</p>
3-2	〔既存施設であることの制約〕 既存施設を対象とする場合の民間事業者による創意工夫を發揮する上での制約について	<p>既存の刑事施設は、官民協働による運営を前提に整備された施設ではないことから、民間事業者の創意工夫を發揮する上で、一定の制約が考えられる。</p> <p>このため、例えば、警備については、受刑者と直接対峙するような公権力を伴う業務は刑務官が実施し、最新の警備システムを合わせて導入する、教育・職業訓練については、プログラムの企画、技術的な指導に重点を置き、複数の施設を合わせて委託するなど、官民の能力が最大發揮できるベストプラクティスを実現できるよう、PFI刑務所とは異なる業務内容、役割分担の見直しが必要。</p>	<p>民間事業者の創意工夫の發揮の観点からは、既存の刑事施設における民間委託において、例えば、施設改修を要するがその改修に限界があるなど<u>一定の制約はあるものの、民間事業者が創意工夫を發揮する余地は十分にあるのではないか。</u></p> <p>今後の分科会又は入札監理小委員会での審議において、民間事業者による創意工夫が最大限發揮されるよう、具体的に検討。検討当たっては、民間事業者に施設・設備の改修等を含めた提案をどこまで認めるか、改修が必要な場合の費用を官民のどちらが負担するのかなどを含めて検討する必要がある。</p>

4	<b>【対象業務】</b>		
4-1	〔官民競争入札等の対象業務〕 特区法の特例対象業務から範囲を拡大することについて	<p>特区法において法律の根拠があれば民間委託できる業務についてはすべて列挙されており、業務の範囲を広げる余地は考えにくい。</p> <p>現在の特区制度では、特定の施設(犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないもの等)において、幅広い業務を委託できる仕組みとなっているが、官民競争入札等の対象とする場合には、業務の性質に照らして対象とする施設を定めるなど、受刑者処遇の質の向上を図る観点からの見直しは必要。</p>	<p>現時点では、<u>対象業務を構造改革特別区域法において列挙されている業務と同様の範囲とすることで差し支えない</u>のではないかと。</p> <p>ただし、犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設における業務について、個々の業務の性質に応じて、その実施に当たって民間事業者に不安・支障が生じないように配慮しつつ、対象とすることも有効な選択肢となるのではないかと。(No.3-1 参照)</p> <p>今後の分科会又は入札監理小委員会での審議において、具体的に検討。</p>
4-2	〔業務の切出し方〕 公共サービス改革の趣旨・目的に適うような業務委託の切出し方について	<p>収容対象等を勘案しつつ、関連する業務を取りまとめ、近隣施設と集約化などを行うことにより、効率的・効果的な民間委託が実施できるものとする。</p>	<p>民間事業者からのヒアリング結果等を踏まえると、<u>業務によっては複数施設を一括して委託することも効率的な業務運営の一つの方策ではないか</u>。</p> <p>今後の分科会又は入札監理小委員会での審議において、収容対象や各業務の性質等を踏まえつつ、民間事業者の創意工夫が最大限発揮されるよう、具体的に検討。</p>
5	<b>【事業実施期間】</b> 公共サービス改革の趣旨・目的に適うような事業実施期間について	<p>事業実施期間については、職員の雇用、サービスの質の維持、事業の継承、必要な設備投資の確保や刑務所業務の特殊性から十分な訓練期間が必要なことを考慮し、5～7年程度の事業実施期間とすることが適当。</p>	<p>民間事業者からのヒアリング結果を踏まえると、<u>5～7年程度の期間としても差し支えない</u>のではないかと。</p> <p>ただし、委託業務の切出し方によっては、個々の業務の性質を踏まえて事業実施期間を設定することも必要であり、今後の分科会又は入札監理小委員会において具体的に検討。</p>

6	<p><b>【民間事業者の参入】</b>          刑事施設における業務への民間事業者の参入の見込みについて</p>	<p>PFI事業への参加企業としては、総務系事務については人材派遣会社、給食・洗濯・清掃等の収容関連サービスについては商社関連の給食会社、警備については警備会社、教育・職業訓練等については商社、出版関連会社などが参画しており、官民競争入札等においても参画が予想され、質及び価格について競争が働く余地は十分にあると考える。</p>	<p>例えば、施設警備や収容監視などの業務における機械警備に要する機器の扱いなどが民間事業者の参入・引継ぎに当たっての制約要因とならないような配慮が必要ではないか。</p> <p>今後の分科会又は入札監理小委員会の審議において具体的に検討。</p> <p>具体的な検討に当たっては、現在PFI事業に参加している民間事業者以外の者などからも幅広く意見を聴取するとともに、事業の周知広報をしっかりと行い、民間事業者の掘り起こしをすることが重要ではないか。</p>
7	<p><b>【情報の開示】</b>          既存の刑事施設の情報(施設、業務運営方法)の開示について</p>	<p>本年度、刑事施設の運営に関する通達を法務省ホームページに掲載したところである。</p> <p>PFI事業への参加を希望した民間事業者に対しては、施設参観の機会を設けるなど、業務の運営方法について情報提供を行ってきたところであり、同様の対応を行うこととしたい。</p>	<p>民間事業者がその創意工夫を最大限に発揮し、適正な業務運営を実施するためには、対象となる刑事施設の施設・設備の配置に関する情報や業務運営方法に関する情報を十分に開示することが必要ではないか。</p> <p>今後の分科会又は入札監理小委員会の審議において具体的に検討</p>
8	<p><b>【スケジュール】</b></p>	<p>早ければ、平成 22 年度の早い時期に契約を締結し、同年度の後半ぐらいから事業を開始したい。</p>	<p>全体の検討状況を勘案しつつ、引き続き検討。</p>